

第一章 冒頭の規定及び一般的定義

第一・一条 地域的な包括的経済連携の自由貿易地域としての設定

締約国は、千九百九十四年のガット第二十四条及びサービス貿易一般協定第五条の規定に従い、この協定の規定に基づいて地域的な包括的経済連携を自由貿易地域としてここに設定する。

第一・二条 一般的定義

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、

(a) 「ダンピング防止協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定をいう。

(b) 「この協定」とは、地域的な包括的経済連携協定をいう。

(c) 「農業協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A農業に関する協定をいう。

(d) 「関税評価協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定をいう。

(e) 「日」とは、暦日をいい、週末及び休日を含む。

(f) 「現行の」とは、この協定が効力を生ずる日において効力を有することをいう。

(g) 「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定をいう。

(h) 「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。

(i) 「政府調達協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定をいう。

(j) 「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システム（解釈に関する通則、各部の注釈、各類の注釈及び各号の注釈を含む。）（世界税関機構により採用され、及び運用されるもの）であつて、千九百八十三年六月十四日にブリュッセルで作成された商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（その改正を含む。）附属書において定められ、並びに締約国によりそれぞれの国内法令の下で採用され、及び実施されるものをいう。

(k) 「IMF」とは、国際通貨基金をいう。

(1) 「IMF協定」とは、千九百四十四年七月二十二日にブレトンウッズで採択された国際通貨基金協定

をいう。

(m) 「輸入許可手続に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A輸入許可手続に関する協定をいう。

(n) 「法人」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係法令に基づいて設立され、又は組織される事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業、団体その他これらに類する組織を含む。）をいう。

(o) 「後発開発途上国」とは、国際連合が後発開発途上国に指定する国であつて、後発開発途上国の区分を卒業していないものをいう。

(p) 「後発開発途上締約国」とは、後発開発途上国である締約国をいう。

(q) 「措置」とは、締約国がとるあらゆる措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

(r) 「締約国」とは、この協定が効力を有する国又は独立の関税地域をいう。

(s) 「腐敗しやすい物品」とは、特に適当な保管条件を欠く場合において、その自然の特徴により急速に

腐敗する物品をいう。

(t) 「者」とは、自然人又は法人をいう。

(u) 「個人情報」とは、特定された又は特定し得る個人に関する情報（データを含む。）をいう。

(v) 「船積み前検査に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A船積み前検査に関する協定をいう。

(w) 「RCEP」とは、地域的な包括的経済連携をいう。

(x) 「RCEP合同委員会」とは、第十八・二条（RCEP合同委員会の設置）の規定に基づいて設置されるRCEP合同委員会をいう。

(y) 「セーフガード協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Aセーフガードに関する協定をいう。

(z) 「補助金及び相殺措置に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A補助金及び相殺措置に関する協定をいう。

(aa) 「中小企業」とは、零細企業を含むあらゆる中小企業をいい、適当な場合には、各締約国の法令又は国内政策によって更に定義することができる。

(bb) 「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A衛生植物検疫措置の適用に関する協定をいう。

(cc) 「貿易の技術的障害に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易の技術的障害に関する協定をいう。

(dd) 「貿易実務に係る文書」とは、締約国が発行し、又は管理する様式であつて、物品の輸入又は輸出に関連して、輸入者若しくは輸出者により、又はこれらの者のために作成される必要があるものをいう。

(ee) 「貿易円滑化協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易の円滑化に関する協定をいう。

(ff) 「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に關する協定をいう。

(gg) 「国際収支に係る規定に関する了解」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の關稅及び貿易に関する一般協定の國際収支に係る規定に関する了解をいう。

(hh) 「WTO」とは、世界貿易機関をいう。

(ii) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関

を設立するマラケシュ協定をいう。

第一・三条 目的

この協定は、次のことを目的とする。

(a) 締約国、特に後発開発途上締約国の発展段階及び経済上のニーズを考慮しつつ、地域的な貿易及び投資の拡大を促進し、並びに世界的な経済成長及び発展に貢献するため、現代的な、包括的な、質の高い、及び互恵的な経済上の連携の枠組みを設定すること。

(b) 特に締約国間の実質的に全ての物品の貿易に対する関税及び非関税障壁の漸進的な撤廃を通じて、締約国間の物品の貿易を漸進的に自由化し、及び円滑化すること。

(c) 締約国間のサービスの貿易に関して制限及び差別的な措置の実質的な撤廃を達成するため、相当な範囲の分野を対象として締約国間のサービスの貿易を漸進的に自由化すること。

(d) 自由、促進的及び競争的な投資環境であって、投資の機会を拡大させ、並びに締約国間の投資の促進、保護、円滑化及び自由化を強化するものを地域において創出すること。